



令和6年度
第2回佐伯市地域自立支援協議会
第2回佐伯市障がい者計画等策定委員会



—完全参加と平等—

令和7年3月21日（金）

佐伯市地域自立支援協議会及び 佐伯市障がい者計画等策定委員会委員

(任期 令和9年3月31日まで)

	団 体 名 称 等	氏 名	備 考
1	げんきファーム 施設長	五 島 俊 雄	
2	太陽農園 施設長	柴 田 徹 也	
3	佐伯市身体障害者福祉協議会 会長	小 野 正 勝	
4	佐伯手をつなぐ育成会 会長	雨 宮 洋 子	
5	番匠の里保護者会 会長	柳 井 典 子	
6	番匠の里 施設長	藤 田 淳 実	
7	Unique 管理者	植 田 薫	
8	清流の郷 施設長	古 田 智	
9	のびのびランド 施設長	後 藤 馨	
10	児童発達支援センターつぼみ 管理者	田 村 美 貴	
11	大分県なおみ園 園長	石 山 龍 也	
12	さつき園中江 施設長	工 藤 豊 広	
13	虹の翼 理事長	田 中 努	
14	清望会 理事長	青 木 清一郎	
15	じゆう咲く 代表理事	疋 田 秀 美	
16	佐伯市社会福祉協議会 豊寿苑苑長	大 石 ゆかり	
17	佐伯市民生児童委員協議会 会長	西 嶋 信 子	
18	佐伯市医師会 代表	簀 戸 聖 子	
19	大分県南部保健所 所長	林 下 陽 二	
20	佐伯公共職業安定所 所長	三 木 紫 穂	
21	大分県立佐伯支援学校 校長	堂 脇 真理子	
22	佐伯商工会議所 専務理事	岩 崎 栄	
23	佐伯市区長会連合会 会長	宮 崎 正 豊	
24	佐伯市福祉保健部 部長	加 藤 壮 二	
25	佐伯市教育委員会学校教育課 課長	柳 井 慎 也	

令和 6 年度
第 2 回佐伯市地域自立支援協議会
第 2 回佐伯市障がい者計画等策定委員会

と き 令和 7 年 3 月 2 1 日（金）
午後 3 時～

ところ 佐伯市役所 6 階 大会議室

（次 第）

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事

佐伯市地域自立支援協議会

- （1）基幹相談支援センターの設置について
- （2）相談支援センターの令和 6 年度活動報告について
- （3）専門部会の令和 6 年度活動報告及び提案事項について
- （4）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議状況について
- （5）その他

佐伯市障がい者計画等策定委員会

- （1）佐伯市障がい福祉計画（第 7 期）等の実績見込みについて

- 4 閉 会

佐伯市基幹相談支援センターの設置について

【経過】

市では、これまで一般相談支援事業として、保健福祉総合支援センター和楽内に「佐伯市障がい者相談支援センターすきっぷ」を設置し、委託先の3事業所（わかば会、青山21，まるまる）から派遣された専門資格を有する相談員による、サービス利用や生活全般に関する相談対応を行ってきました。

令和5年度策定の「第4次佐伯市障がい者計画」では、相談支援体制の充実と地域の連携・ネットワーク強化を謳っており、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置を令和8年度に予定していましたが、障害者総合支援法の改正に伴う、同センターの設置の努力義務化や、相談支援事業への国・県補助金（地域生活支援事業）の補助対象が令和7年度から「基幹相談支援センター」に限定されるようになることから、計画より1年早い令和7年度の基幹相談支援センター設置を目指し、市と委託一般相談支援事業所との間で協議を重ねてきました。

【現状と今後の方針】

現佐伯市障がい者相談支援センターすきっぷは、市内中心部の和楽内に専用の事務所を有し、同施設内に「障がい者就業・生活支援センターじゃんぷ」や「佐伯市地域包括支援センター」もあることから、立地的に利便性が高く、業務内容的にも、身体（難病）・知的・精神・児童の各障がいに精通した相談員による、福祉サービス利用のコーディネート、障がい者の生活全般に関する相談対応、さらには就業の相談にもじゃんぷと連携して対応しており、障がい福祉に関する相談支援の中核的な施設として、すでに福祉関係者や市民にも広く認知されています。

この現状を踏まえ、現行のすきっぷでの委託一般相談支援事業に、「地域の相談支援体制の強化」や「自立支援協議会を通じた地域づくり」といった基幹相談支援センターとしての業務を加え、「佐伯市基幹相談支援センターすきっぷ」として新たに設置することとしました。

基幹相談支援センターが円滑に運営されるよう、引き続き自立支援協議会を活用しながら事業の進捗管理をするほか、同センターの機能が最大限発揮できるよう、障がい福祉課と同センターが連携しながら事業を実施していく予定です。

【基本事項】

1. 令和7年4月1日から基幹相談支援センターを設置する。
2. センター名称は「佐伯市基幹相談支援センターすきっぷ」とする。
3. 設置場所は、保健福祉総合支援センター和楽内とする。
4. 運営方法は、委託とし、現一般相談委託事業所3社と契約予定。

【センターの体制と業務】

1. センターには、委託事業所3社の相談員3人を配置する。
2. センターの長は、障がい福祉課長が兼務する。
3. センターの会計及び庶務は、障がい福祉課担当職員が行う。
4. センターの業務は次のとおりとする。

業 務	内 容
① 総合的・専門的な相談支援の実施	・ 障がい福祉サービスの利用支援（情報提供、相談等） ・ 社会資源を活用するための支援 ・ その他生活全般に関する相談支援
② 権利擁護・虐待の防止	・ 成年後見制度についての情報提供や市長申立の必要なケースへの相談支援 ・ 虐待防止センターや成年後見支援センターと連携しての個別ケース対応
③ 地域移行・地域定着の促進	・ 障がい者支援施設、精神科病院への地域移行へ向けた普及活動 ・ 地域生活体制整備のコーディネート
④ 地域の相談支援体制の強化の取組 <u>※基幹での新業務</u>	・ 地域の相談機関との連携強化の取組 ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ・ 地域の相談支援事業者の人材育成支援（研修・事例検討会）
⑤ 自立支援協議会を通じた地域づくりの取組 <u>※基幹での新業務</u>	・ 自立支援協議会専門部会事務局の共同運営 ・ 自立支援協議会専門部会の伴走支援 ・ その他地域課題解決の取組

令和6年度 すきっぷ事業実績報告

事業項目	事業計画																				
1. 特設相談室の開催	各振興局管内の会場に出向いて特設相談室を開設した。 （振興局職員・民生委員・保健師などの協力も得ながら実施） 周知方法：市報・地域の行政放送（前日、当日）・ケーブルテレビ 広報紙すきっぷ <table><thead><tr><th>実施日</th><th>相談者数</th><th>実施日</th><th>相談者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>5月13日</td><td>上浦（1人）</td><td>6月10日</td><td>米水津（1人）</td></tr><tr><td>7月 8日</td><td>鶴見（0人）</td><td>9月 9日</td><td>宇目 （0人）</td></tr><tr><td>10月21日</td><td>弥生（1人）</td><td>11月11日</td><td>直川 （1人）</td></tr><tr><td>12月 9日</td><td>本匠（0人）</td><td>1月20日</td><td>蒲江 （1人）</td></tr></tbody></table>	実施日	相談者数	実施日	相談者数	5月13日	上浦（1人）	6月10日	米水津（1人）	7月 8日	鶴見（0人）	9月 9日	宇目 （0人）	10月21日	弥生（1人）	11月11日	直川 （1人）	12月 9日	本匠（0人）	1月20日	蒲江 （1人）
実施日	相談者数	実施日	相談者数																		
5月13日	上浦（1人）	6月10日	米水津（1人）																		
7月 8日	鶴見（0人）	9月 9日	宇目 （0人）																		
10月21日	弥生（1人）	11月11日	直川 （1人）																		
12月 9日	本匠（0人）	1月20日	蒲江 （1人）																		
2. 支援学校等支援会議等の参加	保護者や学校からの依頼によりケース会議に出席し、本人への関わり方や社会資源、専門機関等の紹介等行う。また、特別支援教育に携わる教員を対象とした研修会等に参加し、相談支援センター『すきっぷ』や福祉サービス等の周知を図った。 ・佐伯市子ども特別支援ネットワーク会議 ・佐伯市スクール・メンタルケア推進充実事業運営協議会 ・佐伯支援学校校外学習																				
3. 大分県相談支援事業推進協議会への参加	目的：県内の相談支援事業所で構成される推進協の活動及び研修会に参加し、自己研鑽を図るとともに県内全域の相談支援事業所との連携強化に努めた。 ・総会 ・九州ブロック研修会 ・県南ブロック会議 ・専門コース別研修																				

4. 研修会・学習会の実施及び参加、並びに関係会議への参加	・相談支援に伴う各種の研修 ・その他の研修や勉強会 ・稼働能力判定会議										
5. サポート事業 実施場所 ：すきっぷ	市報・広報紙すきっぷで参加者を募集し講師をお招きして実施。 【絵手紙教室】 4回実施 <table> <tr> <th>開催日</th><th>参加者数</th></tr> <tr> <td>5月25日（土）</td><td>（12人）</td></tr> <tr> <td>7月27日（土）</td><td>（11人）</td></tr> <tr> <td>11月16日（土）</td><td>（8人）</td></tr> <tr> <td>2月22日（土）</td><td>（11人）</td></tr> </table>	開催日	参加者数	5月25日（土）	（12人）	7月27日（土）	（11人）	11月16日（土）	（8人）	2月22日（土）	（11人）
開催日	参加者数										
5月25日（土）	（12人）										
7月27日（土）	（11人）										
11月16日（土）	（8人）										
2月22日（土）	（11人）										
6. 地域事業への参加・協力	・人とき事業への参加 「役員会」 ・自立支援協議会事業への参加 「事務局会議」 「専門部会」 「協議会」にて活動報告及び事例報告 各部会に事務局として部会の開催及び参加 ・巡回療育相談 ・その他福祉事業への参加										
7. すきっぷの周知啓発と障がい者の支援協力	・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス） インスタグラム利用して周知～広報紙も掲載。 ・広報紙すきっぷ、年6回発行 約300部 配布先 市役所 教育委員会 公民館 コミュニティセンター 社会福祉協議会 障がい者相談員 福祉事業所 ヘルパーステーション 県南相談支援事業所 その他官公庁や商工会議所など										

8. その他	・『すきっぷ会議』の開催。 3事業所の施設長・障がい福祉課長・すきっぷ職員で開催。 毎月の実績と相談支援の状況と問題点等を協議し、利用者の利便性や相談支援のあり方等について検討した。 ・『基幹準備会議』の開催 3事業所の施設長・相談員と障がい福祉課長・総括主幹で開催。 令和7年度の基幹相談支援センター移行に向け、組織体制や業務内容、必要な経費等について協議を行った。 ・各福祉サービス事業所の催しのPRや参加 (取材して広報紙で周知)
---------------	--

佐伯市障がい者相談支援センター 相談支援事業 活動報告
(すきっぷ：令和6年4月～令和7年1月)

1. 活動内容・時間帯別の件数

(単位：件)

活 動 項 目			早 朝 ～8:30	午 前 8:30～	午 後 12:00～	夜 間 17:15～	合 計
会 議		個別調整会議		30	42		72
		その他の会議		50	80	63	193
相 談 ・ 援 助	訪 問	単 独		68	67		135
		合 同		35	54		89
	来 所	単 独		56	102		158
		合 同		17	34	1	52
	電 話	利 用 者	5	175	255	6	441
		行政機関	2	194	260	16	472
		関係機関		294	378	7	679
	電子メール	利 用 者	5	57	63	23	148
		行政機関	1	2	9	3	15
	その他必要な支援等（通院同行等）		1	62	60		123
連絡調整		利 用 者	4	136	193	5	338
		行政機関	6	136	155	3	300
		関係機関		270	328	3	601
資料等の作成		相談記録		880	1,115		1,995
		調整会議等資料作成		26	42		68
		そ の 他		18	38		56
合 計			24	2,506	3,275	130	5,935

2. 障害別相談件数

相 談 内 容	障 害 区 分 等								合 計
	身体障害	知的障害	精神障害	重症心身障害	発達障害	難 病	家族等	その他	
1 福祉サービス利用等	104	297	79	37	234		32	243	1,026
2 障害や病状の理解に関する相談	5	15	2		12			6	40
3 健康管理・服薬管理相談	1	8	2		1			2	14
4 不安の解消・情緒安定に関する相談	25	24	42		62	1	8	25	187
5 子育て・教育・療育に関する相談		1			7				8
6 家族・対人関係に関する相談	1	3	1						5
7 家計・経済に関する相談		1							1
8 生活技術に関する相談									
9 就労に関わる相談	19	17	9		4		5	32	86
10 社会参加・余暇活動に関する相談		10							10
11 権利擁護・成年後見			1					1	2
12 居住支援（住宅環境・改造等含む）	4		1				1	1	7
13 財産・金銭管理に関わる相談		2	1		12		3	47	65
14 家族支援に関する相談	3		2				7	59	71
15 福祉用具に関する相談	6			3					9
16 手帳・年金申請等	25	49	2		3		4	27	110
17 介護等									
18 日常生活支援	16	12	42		48	1	23	137	279
19 コミュニケーション支援									
20 移動（屋内・屋外）									
21 サービス苦情に関する相談	4								4
22 そ の 他	20	8	49	1	65	1	16	228	388
合 計	233	447	233	41	448	3	99	808	2,312
合計の実人員（障害者）	76	103	104	8	62	3	56	212	624
合計の実人員（障害児）		9	1	6	49			1	66

佐伯市障がい者相談支援センター 相談支援事業 活動報告
(清流の郷：令和6年4月～令和7年1月)

1. 活動内容・時間帯別の件数

(単位：件)

活 動 項 目			早 朝 ～8:30	午 前 8:30～	午 後 12:00～	夜 間 17:15～	合 計
会 議		個別調整会議	0	6	7	0	13
		その他の会議	0	18	21	24	63
相 談 援 助	訪 問	単 独	0	24	24	0	48
		合 同	0	14	14	0	28
	来 所	単 独	0	16	22	0	38
		合 同	0	2	9	0	11
	電 話	利 用 者	0	20	38	2	60
		行政機関	0	20	20	0	40
		関係機関	0	24	43	0	67
	電子メール	利 用 者	0	2	3	0	5
		行政機関	0	0	0	0	0
	その他必要な支援等（通院同行等）		0	5	5	0	10
連絡調整		利 用 者	0	47	49	0	96
		行政機関	0	27	40	0	67
		関係機関	0	56	65	0	121
資料等の作成		相談記録	0	100	196	0	296
		調整会議等資料作成	0	4	9	0	13
		そ の 他	0	2	5	0	7
合 計			0	387	570	26	983

2. 障害別相談件数

相 談 内 容	障 害 区 分 等								合 計
	身体障害	知的障害	精神障害	重症心身障害	発達障害	難 病	家族等	その他	
1 福祉サービス利用等	103	5	0	9	4	0	0	18	139
2 障害や病状の理解に関する相談	5	0	1	0	0	0	0	1	7
3 健康管理・服薬管理相談	1	0	0	0	0	0	0	0	1
4 不安の解消・情緒安定に関する相談	24	3	0	0	3	1	0	0	31
5 子育て・教育・療育に関する相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 家族・対人関係に関する相談	1	1	1	0	0	0	0	0	3
7 家計・経済に関する相談	0	1	0	0	0	0	0	0	1
8 生活技術に関する相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 就労に関わる相談	19	2	1	0	0	0	0	1	23
10 社会参加・余暇活動に関する相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 権利擁護・成年後見	0	0	1	0	0	0	0	0	1
12 居住支援（住宅環境・改造等含む）	4	0	1	0	0	0	0	1	6
13 財産・金銭管理に関わる相談	0	1	1	0	0	0	0	0	2
14 家族支援に関する相談	3	0	0	0	0	0	0	0	3
15 福祉用具に関する相談	6	0	0	3	0	0	0	0	9
16 手帳・年金申請等	25	0	0	0	0	0	0	7	32
17 介護等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 日常生活支援	15	0	0	0	0	1	0	2	18
19 コミュニケーション支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 移動（屋内・屋外）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 サービス苦情に関する相談	4	0	0	0	0	0	0	0	4
22 そ の 他	20	1	5	1	0	0	0	0	27
合 計	230	14	11	13	7	2	0	30	307
合計の実人員（障害者）	74	10	6	8	0	2	0	14	114
合計の実人員（障害児）	0	2	0	0	6	0	0	0	8

佐伯市障がい者相談支援センター 相談支援事業 活動報告
(ライフネット：令和6年4月～令和7年1月)

1. 活動内容・時間帯別の件数

(単位：件)

活 動 項 目			早 朝 ～8:30	午 前 8:30～	午 後 12:00～	夜 間 17:15～	合 計
会 議		個別調整会議	0	13	18	0	31
		その他の会議	0	17	35	24	76
相 談 ・ 援 助	訪 問	単 独	0	28	24	0	52
		合 同	0	18	33	0	51
	来 所	単 独	0	9	20	0	29
		合 同	0	12	21	1	34
	電 話	利 用 者	2	92	108	4	206
		行政機関	2	121	177	15	315
		関係機関	0	158	225	4	387
	電子メール	利 用 者	2	46	47	20	115
		行政機関	1	1	6	3	11
	その他必要な支援等（通院同行等）		0	49	39	0	88
連絡調整		利 用 者	4	59	80	5	148
		行政機関	6	58	55	3	122
		関係機関	0	105	132	3	240
資料等の作成		相談記録	0	612	689	0	1,301
		調整会議等資料作成	0	13	8	0	21
		そ の 他	0	15	16	0	31
合 計			17	1,426	1,733	82	3,258

2. 障害別相談件数

相 談 内 容	障 害 区 分 等								合 計
	身体障害	知的障害	精神障害	重症心身障害	発達障害	難 病	家族等	その他	
1 福祉サービス利用等	1	5	77	0	29	0	32	225	369
2 障害や病状の理解に関する相談	0	0	1	0	0	0	0	1	2
3 健康管理・服薬管理相談	0	0	2	0	1	0	0	2	5
4 不安の解消・情緒安定に関する相談	0	0	42	0	28	0	8	25	103
5 子育て・教育・療育に関する相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 家族・対人関係に関する相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 家計・経済に関する相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 生活技術に関する相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 就労に関わる相談	0	0	7	0	3	0	5	31	46
10 社会参加・余暇活動に関する相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 権利擁護・成年後見	0	0	0	0	0	0	0	1	1
12 居住支援（住宅環境・改造等含む）	0	0	0	0	0	0	1	0	1
13 財産・金銭管理に関わる相談	0	0	0	0	12	0	3	47	62
14 家族支援に関する相談	0	0	2	0	0	0	7	59	68
15 福祉用具に関する相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 手帳・年金申請等	0	0	1	0	3	0	4	15	23
17 介護等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 日常生活支援	1	7	42	0	44	0	23	134	251
19 コミュニケーション支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 移動（屋内・屋外）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 サービス苦情に関する相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 そ の 他	0	3	44	0	65	1	16	228	357
合 計	2	15	218	0	185	1	99	768	1,288
合計の実人員（障害者）	1	5	94	0	53	1	56	197	407
合計の実人員（障害児）	0	0	1	0	0	0	0	1	2

佐伯市障がい者相談支援センター 相談支援事業 活動報告
(まるまる：令和6年4月～令和7年1月)

1. 活動内容・時間帯別の件数

(単位：件)

活 動 項 目			早 朝 ～8:30	午 前 8:30～	午 後 12:00～	夜 間 17:15～	合 計
会 議		個別調整会議	0	11	17	0	28
		その他の会議	0	15	24	15	54
相 談 ・ 援 助	訪 問	単 独	0	16	19	0	35
		合 同	0	3	7	0	10
	来 所	単 独	0	31	60	0	91
		合 同	0	3	4	0	7
	電 話	利 用 者	3	63	109	0	175
		行政機関	0	53	63	1	117
		関係機関	0	112	110	3	225
	電子メール	利 用 者	3	9	13	3	28
		行政機関	0	1	3	0	4
	その他必要な支援等（通院同行等）		1	8	16	0	25
連絡調整		利 用 者	0	30	64	0	94
		行政機関	0	51	60	0	111
		関係機関	0	109	131	0	240
資料等の作成		相談記録	0	168	230	0	398
		調整会議等資料作成	0	9	25	0	34
		そ の 他	0	1	17	0	18
合 計			7	693	972	22	1,694

2. 障害別相談件数

相 談 内 容	障 害 区 分 等								合 計
	身体障害	知的障害	精神障害	重症心身障害	発達障害	難 病	家族等	その他	
1 福祉サービス利用等	0	287	2	28	201	0	0	0	518
2 障害や病状の理解に関する相談	0	15	0	0	12	0	0	4	31
3 健康管理・服薬管理相談	0	8	0	0	0	0	0	0	8
4 不安の解消・情緒安定に関する相談	1	21	0	0	31	0	0	0	53
5 子育て・教育・療育に関する相談	0	1	0	0	7	0	0	0	8
6 家族・対人関係に関する相談	0	2	0	0	0	0	0	0	2
7 家計・経済に関する相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 生活技術に関する相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 就労に関わる相談	0	15	1	0	1	0	0	0	17
10 社会参加・余暇活動に関する相談	0	10	0	0	0	0	0	0	10
11 権利擁護・成年後見	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 居住支援（住宅環境・改造等含む）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13 財産・金銭管理に関わる相談	0	1	0	0	0	0	0	0	1
14 家族支援に関する相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 福祉用具に関する相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 手帳・年金申請等	0	49	1	0	0	0	0	5	55
17 介護等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 日常生活支援	0	5	0	0	4	0	0	1	10
19 コミュニケーション支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 移動（屋内・屋外）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 サービス苦情に関する相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 そ の 他	0	4	0	0	0	0	0	0	4
合 計	1	418	4	28	256	0	0	10	717
合計の実人員（障害者）	1	88	4	0	9	0	0	1	103
合計の実人員（障害児）	0	7	0	6	43	0	0	0	56

**令和6年度 佐伯市地域自立支援協議会
専門部会の活動計画及び活動(4月～3月)**

部 会 名	地域生活・権利擁護部会 部会長 大谷 慎之介 (合同会社 まるまる)		
部会の参加者 (構成員)	市内障がい者支援事業所、佐伯市障がい者相談支援センターすきっぷ、佐伯市社会福祉協議会、福祉保健企画課、佐伯市障がい福祉課等		
令和6年度の計画など (箇条書)	(1) 親なきあと問題、身元引受人がいらないケース等の困難事例検討 (「協議の場」としての課題検討) (2) 災害時の障がい者への対応に関する課題の整理、提言 (3) 権利擁護・成年後見制度活用への推進 (4) 余暇活動の不足や交通の不便さについてニーズ・課題の調査		
令和6年度 事業実績	開催日		内容
	1回	5月30日	部会長選出、年間計画の内容について協議
	2回	6月20日	権利擁護と成年後見制度説明会 「権利擁護と成年後見制度について」 佐伯市成年後見支援センターによる講演会
	3回	7月18日	余暇活動の不足や交通の不便さについて アンケート内容の検討・作成 → 後日実施
	4回	8月22日	災害時の障がい者への対応① 「助かる命を助けるために～個別避難計画と福祉避難所～」 大分県社会福祉協議会による講演会
	5回	9月19日	災害時の障がい者への対応② 「佐伯市における避難行動要支援者対策について」 佐伯市・福祉保健企画課による説明会
	6回	10月17日	災害時の障がい者への対応③ 「災害時の事業所の対応について」①②を踏まえて検討
	7回	11月21日	事例検討：親なきあと問題に関する困難事例（すきっぷ事例提供） （「協議の場」課題）
	8回	12月19日	次年度の提案事項の検討 協議の場からの課題「親なきあと問題」から見えてきた課題について 災害時等の「パンフレットやチラシ作成」について アンケート結果による「交通のに関する困りの解消」について
	9回	1月16日	今年度のまとめと次年度の提案事項の検討・決定
	毎月第3木曜日を基本		
	(1) 親なきあと問題の困難事例課題について協議し、実際に相談を受けた際の対応力の向上に取り組んだ。親なきあと問題は多岐に渡るため、まず、親なき前・その時・親なき後でどのような準備、検討が必要になるか、誰が見ても分かりやすく目に見える形で整理していく。 (2) 講演会や説明会により災害時の障がい者への対応に関する知識を深めた。福祉保健企画課と連携し、地域における現状と課題を整理した結果、不足している「自助」の力を高めるために、どのような準備をするのか、どのように行動するのかを事前に記入できる分かりやすいパンフレットやチラシを作成する方針が固まった。次年度、当事者の意見も取り入れたものを作成し、モニタリング時や個別避難計画作成時等の際活用することで、減災に繋げる (3) 「権利擁護と成年後見制度説明会」に参加し、権利擁護・成年後見制度に関する理解を深め、必要な方に対して適切な機関を紹介できる共通認識を持つ。また、親なきあと問題にも関連してくる内容であることを理解した。 (4) 当事者の意見が聞けるようにアンケート内容を部会員で作成し、ニーズ把握と課題の深掘りに取り組んだ。アンケートを実施し、様々な意見をいただいた結果、余暇活動を行うにしても交通の不便さ課題となる。先ず交通の不便さから解消する必要があるため、今後、検討を行っていく。		
協議会に提案する事項等	○親なきあと問題を親なき前に意識し、行動してもらえるように課題や支援者間の連携を整理し、可視化できるパンフレット等を作成する ○市の交通関係課と連携し、現状・課題・対策など共有・深掘りすることで障がいのある方の交通に関する困りの解消に繋げる ○障がい者向けの防災パンフレットやチラシを作成し、自助力を高め、減災に繋げる		

**令和6年度 佐伯市地域自立支援協議会
専門部会の活動計画及び活動（4月～3月）**

部 会 名	こども支援部会	
	部会長 内藤 真妃 （じゅう咲く）	
部会の参加者 （構成員）	大分県南部保健所・佐伯支援学校・市内障がい者施設事業所 日中一時支援事業所・児童発達支援センター・児童クラブ・保育所（こども園） 幼稚園・小学校・中学校・佐伯市教育委員会・佐伯市こども福祉課 佐伯市健康増進課・佐伯市障がい福祉課など	
令和6年度の計画など （箇条書）	● 部会開催（※基本的には1回/2か月程度の集まりになる予定） ・ 講演会の実施（こどもの支援に関わる地域スタッフのスキルアップを目的として実践に活かせる内容） ・ 事例検討会（事業所同士の連携強化をテーマに情報共有をしていく） ・ 必要に応じて小グループ（事業所部会など）で集まり協議を行う ・ 「協議の場」の事例検討 など	
令和6年度 事業実績	第1回	5月28日 ・昨年度の活動内容の確認及び今年度の活動方針
	第2回	6月25日 ・情報共有及び事例検討①（2歳男児・児発）
	第3回	7月23日 ・情報共有及び「医ケア児」に関する検討
	第4回	9月24日 ・情報共有及び事例検討②（18歳男児 児から者への移行）
	第5回	10月22日 ・施設見学（こどもデイサービスすてっぷ 大分市）
	第6回	11月29日 ・講演会（府内大橋こどもクリニック 作業療法士 永井知佳氏）
	第7回	1月16日 ・情報共有及び年間まとめ
	事例の内容等 ・（2歳男児）支援拒否が多い。保育園併用児で、児発利用日（火・金）が離れており、児発での療育内容を定着させるため、保育園月～水、児発木・金など継続利用を提案。 また、児童クラブ等対象児に関わる全ての人を支援者としてモニタリングに参加を提案。 ・（18歳男児）事業所の空きが無く、卒業後に利用するサービスが少ない。現利用者は高齢者が多いが、介護保険への移行も進まず、空きができない。 ・講演会演題「作業療法士の視点からみた”こどものへの理解を高める”」 こども支援部会員、事業所、幼少中、こども園、児童クラブ等 68名参加	
協議会に提案 する事項等	・サービスを必要とするこどもに行き渡る仕組みの検討 ・「児」から「者」への移行時の選択肢の充実 ・医療的ケア児の受け入れに向けた体制づくり	

**令和6年度 佐伯市地域自立支援協議会
専門部会の活動計画及び活動（4月～3月）**

サービス等利用計画部会																															
部 会 名	部会長 濱野 真紀（さつき園中江）																														
部会の参加者 （構成員）	指定特定相談支援事業所、佐伯市介護支援専門員協会、佐伯市社会福祉協議会、南部保健所、佐伯市障がい者相談支援センターすきっぷ、佐伯市福祉総合相談窓口、佐伯市障がい福祉課等 計23人																														
令和6年度の計画など （箇条書）	(1)社会資源の不足・介護保険との連携・親なき後問題・住まいの確保に対する具体的な解決策の協議 (2)事例検討(上記課題・「協議の場」に関連した検討含む) (3)事例を通した佐伯市のサービス提供体制の課題の整理 (4)相談支援の質の向上 (5)地域移行・地域定着支援の推進																														
	<table><tr><th colspan="2">開催日</th><th>内容</th></tr><tr><td>1回</td><td>5月21日</td><td>今年度の活動内容決定</td></tr><tr><td>2回</td><td>6月18日</td><td>不足する社会資源の現状確認とサービス計画を作成するにあたって苦慮していること（グループワーク）</td></tr><tr><td>3回</td><td>7月16日</td><td>「高齢障がい者の介護保険移行に関する支援の全国的な課題」の共有 「介護支援専門員との連携のために」</td></tr><tr><td>4回</td><td>8月20日</td><td>事例検討① 「65歳を迎える障がい福祉サービス利用者の介護保険への切り替えを考える」</td></tr><tr><td>5回</td><td>9月17日</td><td>講話「成年後見人制度の現状・活用例」 （講師：臼杵市社会福祉協議会市民後見人センター）</td></tr><tr><td>6回</td><td>10月15日</td><td>講話「死後事務支援の現状」 （講師：別府市成年後見支援センター）</td></tr><tr><td>7回</td><td>11月19日</td><td>事例検討②「18歳になる重度障がい児→障がい者サービスへのつなぎ」</td></tr><tr><td>8回</td><td>12月17日</td><td>講演「相談してよかったと思える相談支援について」 （講師：NPO法人おおい子ども支援ネット） ※福祉保健企画課主催</td></tr><tr><td>9回</td><td>1月21日</td><td>今年度のまとめ</td></tr></table>	開催日		内容	1回	5月21日	今年度の活動内容決定	2回	6月18日	不足する社会資源の現状確認とサービス計画を作成するにあたって苦慮していること（グループワーク）	3回	7月16日	「高齢障がい者の介護保険移行に関する支援の全国的な課題」の共有 「介護支援専門員との連携のために」	4回	8月20日	事例検討① 「65歳を迎える障がい福祉サービス利用者の介護保険への切り替えを考える」	5回	9月17日	講話「成年後見人制度の現状・活用例」 （講師：臼杵市社会福祉協議会市民後見人センター）	6回	10月15日	講話「死後事務支援の現状」 （講師：別府市成年後見支援センター）	7回	11月19日	事例検討②「18歳になる重度障がい児→障がい者サービスへのつなぎ」	8回	12月17日	講演「相談してよかったと思える相談支援について」 （講師：NPO法人おおい子ども支援ネット） ※福祉保健企画課主催	9回	1月21日	今年度のまとめ
	開催日		内容																												
	1回	5月21日	今年度の活動内容決定																												
	2回	6月18日	不足する社会資源の現状確認とサービス計画を作成するにあたって苦慮していること（グループワーク）																												
	3回	7月16日	「高齢障がい者の介護保険移行に関する支援の全国的な課題」の共有 「介護支援専門員との連携のために」																												
	4回	8月20日	事例検討① 「65歳を迎える障がい福祉サービス利用者の介護保険への切り替えを考える」																												
	5回	9月17日	講話「成年後見人制度の現状・活用例」 （講師：臼杵市社会福祉協議会市民後見人センター）																												
	6回	10月15日	講話「死後事務支援の現状」 （講師：別府市成年後見支援センター）																												
	7回	11月19日	事例検討②「18歳になる重度障がい児→障がい者サービスへのつなぎ」																												
	8回	12月17日	講演「相談してよかったと思える相談支援について」 （講師：NPO法人おおい子ども支援ネット） ※福祉保健企画課主催																												
9回	1月21日	今年度のまとめ																													
令和6年度 事業実績	①就労に関する社会資源の不足、特に若い世代が地元に着定できない ・A型は県南で1か所となった。 ・B型は津久見市や大分市の事業所に空きあり。交通費の助成を拡大するなど検討を。 ・佐伯市に大きな企業が来てくれると、仕事の切り出しがある。 ・何か新たな取組（対策）を加えなければ、障がいのある人はどんどん佐伯市を離れてしまう。 介護保険への移行、限られたサービスの循環に関係者は共通理解を。③の提案へ																														
	②社会資源の選択肢が少ない、退院して地元に戻るとしても、住まいが確保できない ・市営住宅の活用→民間と同じように保証人のハードルを下げてほしい。 民間の不動産会社は、保証会社を利用し保証人不要の動きが増えている。 市営住宅はまだ保証人が必要で、本人と同等もしくは本人の収入を上回る人と条件。 条件緩和の方法として、あんしんサポートを契約すればOKなど、障がい者の一人暮らしを支援してほしい。																														

	・ヘルパー、B型、GH等、まったく空きがないわけではなく、波がある。状況が揃えば利用できる。ただ、選べる状況にはない。 - 佐伯市内にまったく事業所のないサービス（就労移行支援等）、空きの少ないサービスに選択肢が欲しい。 ・ただ、事業所をやみくもに増やしても、今後の人口減を見据えないと無駄に。増やしたくても人手不足の問題がある。 ③障がい福祉サービス利用者の高齢化、介護保険サービスとの棲み分け・移行が難しい ・介護保険への移行期の通所サービスを地域生活支援事業で整備してほしい - B型・生活介護利用の高齢者→介護保険へ移行といっても、認定が非該当であったり、80代中心のデイサービスには繋げない。 - 移行期の居場所・社会参加のつながりを地活センター等で担えないか？ （移行期の利用先の選択肢を増やしたい） ・65歳以上の利用者には介護保険の移行を踏まえて、特定相談員は計画を立てる。 （在宅・施設を問わず） - 数年後を見据えて、「どうなった時は介護保険へ移行する」という認識を、利用者・事業所・特定相談員で共有していく。 ・限られたサービスを循環させることで、若い障がい者の受入にもつながる。 ④親なき後問題・身元引受人がいない等、困難事例の増加 ・親なきケース、引きこもりケース増えている。 - 相談窓口の統一や相談や社会資源のフロー図など、整理が必要
協議会に提案する事項等	・市営住宅の保証人の条件等を緩和し、障がい者の一人暮らしを支援してほしい旨、住宅担当課に要望していく。 ・障がいサービスから介護保険への移行期の通所先の一つとして、地域生活支援事業（地域活動支援センター）で整備してほしい。 （例 介護認定が非該当の場合や80代中心のデイサービスに繋げない時に、居場所・社会参加の場として、地域活動支援センターへ通所できるよう、対象・内容を拡大を検討してほしい）

**令和6年度 佐伯市地域自立支援協議会
専門部会の活動計画及び活動（4月～3月）**

就労支援部会																																		
部 会 名	部会長 河野 誠 (社会福祉法人 希望の森 太陽農園)																																	
部会の参加者 (構成員)	佐伯公共職業安定所、佐伯支援学校、市内障がい者施設事業所、 おおいた地域若者サポートステーション県南常設サテライト、 大分県立佐伯高等技術専門学校、障がい者就業・生活支援センターじゃんぷ、 ジョブカフェおおいた佐伯サテライト、佐伯市社会福祉協議会、 佐伯商工会議所、佐伯市商工振興課、総務課、障がい福祉課																																	
令和6年度 の計画など (箇条書)	★3つの柱に沿って就労支援活動を実施 ①啓発活動 企業へ向けた広報誌「障がい者雇用を検討している事業主の皆様へ」の作成 ②企業との交流 ・企業見学会 ・就労継続支援事業所見学会 ・佐伯市障がい者面接会 ・地域連絡会議 ③チーム支援の実施 ・部会を「協議の場」とした事例検討会																																	
令和6年度 事業実績	<table><tr><th>開催回</th><th>開催月日</th><th>内容</th></tr><tr><td>1</td><td>5月28日</td><td>今年度の活動内容の協議</td></tr><tr><td>2</td><td>6月18日</td><td>広報誌の内容の協議、検討</td></tr><tr><td>3</td><td>7月16日</td><td>広報誌の内容の協議、検討 就労継続支援事業所見学について</td></tr><tr><td>4</td><td>8月20日</td><td>事例検討「一般就労に繋がった事例」(サニーハウス、じゃんぷ)</td></tr><tr><td>5</td><td>9月、10月</td><td>就労継続支援事業所見学会 企業の担当者に就労継続支援事業所の日常の作業・活動の様子を見学してもらい、障がい者雇用への理解を深めてもらうと共に、就労継続支援事業所への作業依頼当の参考にってもらうことを目的として開催</td></tr><tr><td>6</td><td>11月6日</td><td>企業見学会 障がい者雇用に取り組んでいる企業を見学することで、現在の雇入れの状況や業務の配慮について理解を深め、就労支援の幅を広げていくことを目的として実施。</td></tr><tr><td>7</td><td>11月19日</td><td>事例検討「一般就労に繋がらなかった事例」(すきっぷ)</td></tr><tr><td>8</td><td>12月12日</td><td>障がい者就職面接会 市内4企業が参加、参加者は28名</td></tr><tr><td>9</td><td>1月21日</td><td>今年度の活動のまとめ、協議会への提案事項等の協議</td></tr><tr><td>10</td><td>2月26日</td><td>地域連絡会議 企業からの事例提供とその事例に関する意見交換等の実施</td></tr></table>	開催回	開催月日	内容	1	5月28日	今年度の活動内容の協議	2	6月18日	広報誌の内容の協議、検討	3	7月16日	広報誌の内容の協議、検討 就労継続支援事業所見学について	4	8月20日	事例検討「一般就労に繋がった事例」(サニーハウス、じゃんぷ)	5	9月、10月	就労継続支援事業所見学会 企業の担当者に就労継続支援事業所の日常の作業・活動の様子を見学してもらい、障がい者雇用への理解を深めてもらうと共に、就労継続支援事業所への作業依頼当の参考にってもらうことを目的として開催	6	11月6日	企業見学会 障がい者雇用に取り組んでいる企業を見学することで、現在の雇入れの状況や業務の配慮について理解を深め、就労支援の幅を広げていくことを目的として実施。	7	11月19日	事例検討「一般就労に繋がらなかった事例」(すきっぷ)	8	12月12日	障がい者就職面接会 市内4企業が参加、参加者は28名	9	1月21日	今年度の活動のまとめ、協議会への提案事項等の協議	10	2月26日	地域連絡会議 企業からの事例提供とその事例に関する意見交換等の実施
	開催回	開催月日	内容																															
	1	5月28日	今年度の活動内容の協議																															
	2	6月18日	広報誌の内容の協議、検討																															
	3	7月16日	広報誌の内容の協議、検討 就労継続支援事業所見学について																															
	4	8月20日	事例検討「一般就労に繋がった事例」(サニーハウス、じゃんぷ)																															
	5	9月、10月	就労継続支援事業所見学会 企業の担当者に就労継続支援事業所の日常の作業・活動の様子を見学してもらい、障がい者雇用への理解を深めてもらうと共に、就労継続支援事業所への作業依頼当の参考にってもらうことを目的として開催																															
	6	11月6日	企業見学会 障がい者雇用に取り組んでいる企業を見学することで、現在の雇入れの状況や業務の配慮について理解を深め、就労支援の幅を広げていくことを目的として実施。																															
	7	11月19日	事例検討「一般就労に繋がらなかった事例」(すきっぷ)																															
	8	12月12日	障がい者就職面接会 市内4企業が参加、参加者は28名																															
9	1月21日	今年度の活動のまとめ、協議会への提案事項等の協議																																
10	2月26日	地域連絡会議 企業からの事例提供とその事例に関する意見交換等の実施																																
協議会に提案 する事項等	「就労に関する社会資源の不足」という課題の解決には、まず一般就労の受け皿を増やす必要がある。これを踏まえて、「障がい者雇用に関して、市内の企業を啓発すること」を提案する。																																	

令和5年度「佐伯市協議の場」から見えてきた

佐伯市の地域課題

専門部会にて、事例検討（19例）に重点的に取り組み
見えてきた3障がい共通の地域課題・優先課題

協議の場とは…

精神障がいがあっても

◆本人がその人らしく生活
できる地域づくり

◆本人に必要な支援等が、必要
な時に受けられる体制づくり
を協議する場

① 就労に関する社会資源の不足、特に若い世代が地元に着定できない

② 社会資源の選択肢が少ない

退院して地元に戻るとしても、住まいが確保できない

③ 障がい福祉サービス利用者の高齢化

介護保険サービスとの棲み分け・移行が難しい

④ 親なき後問題・身元引受人がいない等、困難事例の増加



令和6年度 これらの課題解決のため、1歩深めた協議を実施

令和５年度「協議の場」	令和６年度「協議の場」	今後の方針
・事例検討（19例） ・地域課題の抽出 ・優先順位の検討	・地域課題を深める事例検討（8例） ・課題を解決するために必要な体制整備を協議	・課題を解決するための具体的な方法を絞込
①就労に関する社会資源の不足 特に若い世代が地元に着定できない	・一般就労先（障がい者雇用枠）が少ない。 ・一般企業等への就職を希望する方に、一定期間、就労に必要な訓練を行う「就労移行支援事業所」が佐伯市内にない。	・市内の企業に、積極的な障がい者雇用を啓発する、お願いする。
②社会資源の選択肢が少ない 退院して地元に戻るとしても、住まいが確保できない	・特に、支援学校を卒業する18歳時の選択で、佐伯市内に空きがなく、市外の通所・施設支援を選ばざるを得ない。 ・介護職員を確保できず、人員が足りない。 ・市営住宅は、本人と同等もしくは本人の収入を上回る保証人が必要。民間は保証会社でOKのところが増えている。 障がい者の一人暮らしを応援して欲しい。	・限られた社会資源を循環させる。 サービスの利用や支援により安定した方を次のステージへ →新しい人の受入にもつながる （例）就労A型・B型→一般就労 グループホーム→一般住宅 ・市営住宅の保証人の条件等の緩和を住宅担当課に要望し、障がい者の一人暮らしの支援を求める。
③障がい福祉サービス利用者の高齢化 介護保険サービスとの棲み分け・移行が難しい	・「65歳以上の介護保険優先の考え方」は、利用できるサービスの量は減り、利用料は上がるという制度間のデメリットが大きく、勧めることが難しい。 ・介護保険への移行は、本人の意向を確認しながら、移行すべきタイミングを事業所や支援者間で共通理解する必要がある。	・障がいサービスから介護保険への移行期の通所先の1つとして、地域生活支援事業（地域活動支援センター）で整備してほしい。 （介護認定が非該当の場合や80代中心のデイサービスに繋げない時に、居場所・社会参加の場として、地域活動支援センターへ通所できるように対象、内容を拡大してほしい）
④親なき後問題・身元引受人がいない等、困難事例の増加	・親なき後を考える必要があるケースは、複雑で難しいことが多い。早め早めに考え始める。	・親なき前、その時、親なき後まで、どのような準備や検討が必要になるか、わかりやすいフロー図を作成する。

佐伯市地域自立支援協議会設置要綱

平成 19 年 3 月 19 日

改正 平成 21 年 7 月 25 日

改正 平成 24 年 7 月 25 日

改正 平成 25 年 3 月 29 日

改正 平成 27 年 3 月 30 日

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項各号の規定に基づき、市が行う相談支援事業及び地域の障害福祉サービスその他のサービスの実施に際し、中立かつ公平な相談支援事業の実施及び地域の関係機関との連携の強化を図るため、佐伯市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 委託相談支援事業者の事業評価に関すること。
- (2) 困難事例等の対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関とのネットワークの構築に関すること。
- (4) 障害者福祉計画等の進捗管理、検討に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、25 人以内の委員で組織する。

2 協議会は、必要に応じて部会を設けることができる。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障がい者若しくはその支援者又は障がい者団体の代表者
- (3) 福祉・医療・保健関係者
- (4) 障がい者福祉に関する事業に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市の職員

2 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、前項第 3 号から第 6 号までの職にある者がその職を離れたときは、同時に委員

の職を失うものとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、それぞれ委員の中から互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要に応じて、委員以外の関係者に対し、その出席を求めてその意見を聴取し、又はその他の必要な協力を求めることができる。

(報告)

第8条 会長は、協議会の会議で決定した事項を遅滞なく市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。